

浪江町学校給食異物混入対応マニュアル

浪江町教育委員会

令和8年3月

浪江町学校給食異物混入対応マニュアル

目 次

第 1	はじめに	2
第 2	異物の定義	2
第 3	異物の分類	3
第 4	異物混入防止対策について	4
1	物資の納入時	4
2	調理従事者	4
3	学校における防止対策	5
4	その他	6
第 5	調理工程における異物対応	7
第 6	異物が発見された場合の対応	9
1	調理室で異物混入が発見された場合	9
2	教室（配膳・喫食時）で異物混入が発見された場合	12
第 7	児童・生徒及び保護者への対応	14
第 8	代替え食について	14
第 9	報道機関への対応について	15
第 10	人為的な異物混入について	15
第 11	報告	15

第1 はじめに

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童・生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で、重要な役割を果たすものです。

そのような中、学校給食に異物が混入することは、児童・生徒が不快な気持ちを持つだけでなく、健康被害の危険も生じ、学校給食本来の目的が達成できなくなる恐れがあります。

児童・生徒に安心・安全な給食を提供するためには、学校給食調理場の職員、栄養職員、調理従事者だけではなく、町教育委員会事務局職員、各学校の教職員、給食物資納入業者など学校給食に携わる全ての人が、連携して取り組まなければなりません。

このため、浪江町教育委員会は、学校給食における異物混入防止対策及び混入した場合の取扱いについて、マニュアルを作成しました。

本マニュアルは、学校給食への異物混入防止の一助として作成したものであり、関係者一人ひとりが役割を果たして異物混入ゼロを目指すとともに、異物発見時に適切に対応することで、学校給食の安全を確保するものです。

第2 異物の定義

異物とは、生産、貯蔵、流通の過程での環境や取扱に伴って、食品中に侵入又は混入したあらゆる有形外来物をいう。

ただし、高倍率の顕微鏡を用いなければ、その存在が確認できない程度の微細なものは対象としない。

【厚生労働省監修「食品衛生検査指針理化学編参照」】

※なお、「生産、貯蔵、流通の過程」には、学校給食における「調理、配缶、配送の過程」を含むものとする。

《マニュアルにおける用語の定義について》

・**検収責任者**：学校給食に納品される食品の安全性・品質を確認し、記録を行う責任者のこと。食品の受け渡しに立ち会い、異物混入の有無や鮮度、期限などを点検する役割を担う者で、委託給食業者のうち、選任した者。

・**検収担当者**：学校給食に納入される食材を受け取る際に、数量・品質・衛生状態などを確認し、記録を行う役割を担う者で、委託給食業者のうち、選任した者。

・**調理責任者**：学校給食の調理現場において、衛生管理・安全管理・作業工程の統括を担う責任者。

・**食品衛生責任者**：学校給食の調理現場において、食中毒などの健康被害を防ぐため、衛生管理を統括する者。

・**学校給食担当者**：各学校の学級担任教諭など

第3 異物の分類

1. 危険異物

喫食することにより生命や健康被害への影響が大きいと思われるもの

2. 非危険異物

異物自体は不快であり衛生的ではないが、健康への影響が少ないと思われるもの

3. 原料由来物

原料に由来する物質であるが、喫食した場合、健康への影響があると思われるもの

異物	区分	内容	具体的な物質（例）
危険異物	分類Ⅰ	・喫食することにより、生命に深刻な影響を与える異物	金属片、ナット、ネジ、針、針金、ガラス片、鋭利なプラスチック片、薬品類等
	分類Ⅱ	・喫食することにより、健康への影響が大きいと思われる異物 ・非危険異物・原料由来異物と判別できない異物	衛生害虫（ゴキブリ、ハエ等）、ネズミ、製造過程で不適切な取扱により生成したもの（変色、異臭、カビ等） アレルギー（エビ、カニ）等
非危険異物	分類Ⅲ	異物自体は不快であり衛生的ではないが、健康への影響が少ないと思われる異物	毛髪、ビニール片、上記以外のプラスチック片、繊維、スポンジ片、植物の皮や殻、小石（米粒大）、羽虫等の虫、海産物由来の貝殻、食品残渣等
原料由来物	分類Ⅳ	原料に由来する物質であるが、喫食した場合、健康への影響があると思われる異物	食肉の鋭利な骨等

※原則として、原料そのものに由来する物質や食品の変色部分などは「異物」に含まない。（例：パンや脱脂粉乳等の焦げ、魚の骨、果物の種）ただし、形状や大きさによっては、異物と同様に扱うものとする。

※各学校で発見した異物の判断が困難な場合は、学校給食調理場で確認する。

第4 異物混入防止対策について

以下の事項に留意して異物の混入の対策を講じる。

1. 物資の納入時

(1) 物資納入

①学校給食調理場は、保有する施設・設備の衛生管理を徹底し、施設内に異物が混入しないよう努める。

②納品時、食品納入業者は下処理室や調理室へ立ち入りさせない。

(2) 検 収

①検収は**※検収責任者**が必ず立会い、品名、数量、納品時間、納品業者名、製造業者名、生産地、品質、鮮度、梱包状態、異物混入及び異臭の有無、消費期限または賞味期限、製造年月日、品温、ロット番号を確認し、検収表に記録する。

②検収時に虫等が混入しないように細心の注意を払う。また、異常を確認した場合は、食品納入業者と速やかに代替食材について協議する。さらに、協議等の対応を行った場合は、その内容を記録する。

2. 調理従事者

(1) 身支度

①調理従事者は、作業前に複数の職員で粘着ローラーなどを使って毛髪、ゴミなどを完全に除去し、相互に確認をする身支度チェックを行う。その後、エアシャワーを使用する。

②調理に必要なもの以外は、調理室に持ち込まない。

(2) 調理場内の点検

①調理場内（検収室、下処理室を含む）は、関係者以外の立ち入りを禁止する。

②調理場内（検収室、下処理室を含む）は、常に整理整頓を行い、定期的に床・扉・窓等の汚れや破損の有無について確認をする。

③調理従事者は、作業開始前・作業中及び作業終了後に調理機器等の点検を実施し、部品の脱落や刃こぼれ、剥離がないか等を確認し、記録する。

(3) 調理作業における遵守事項

①下処理及び調理の全ての工程は、複数の調理従事者による目視確認を徹底し、異物混入や異常を発見した時は、速やかに報告する。

（発見者⇒**※調理責任者**⇒栄養職員⇒調理場長）

②調理機器は、適正に取扱う。

③食材の袋やパックを開封した際は、端を切り落とさず、乾燥剤、内蓋等を適切に処分する。

④調理前（下処理）の食材を落下させた場合は、異物が付着していないかを確認し、洗浄できるものについては洗浄を行ったうえで使用し、洗浄できないものについては、床と接触した部分は廃棄する。ただし、調理後（配缶前）に食材を落下させた場合は、

全て廃棄すること。

(4) 配 送

- ①学校給食調理場長は、配送業者が各学校の配膳室まで配送するにあたり、安全及び衛生管理の徹底を図るよう指導する。
- ②配送業者は、給食コンテナや学校直送食品について各学校の給食担当者に確実に受け渡すものとする。

(5) その他

- ①調理従事者は、瓶や袋入りの調味料を、ボウル等の容器に移し替えて使用する。
- ②衛生害虫・害獣が発生しないように清潔を保つ。
- ③定期的に衛生害虫・害獣の防除を実施し、その結果を記録する。

3. 学校における防止対策

(1) 配膳室等の管理

- ①給食準備開始前には、関係者以外の立入は最小限にとどめる。また、給食搬入口や配膳室の出入り口の開閉は必要最低限にし、外部からの異物混入を防ぐ。
- ②配膳室内は清潔に保ち常に整理整頓を行うとともに、配膳室の施設・設備の定期点検や修繕を実施し、安全管理に努める。
- ③学校直送食品（牛乳）は、クラス分け後に異物混入が起こらないように適切に保管し、漏れ等がないか確認する。併せて、冷蔵庫内を含め給食品以外は持ち込まない。
- ④**※学校給食担当者**は、コンテナなどで配送されてきた食缶の蓋がはずれていないか等の点検をするとともに、受け入れ後配膳時まで蓋の開放はしないこと。

(2) 検 食

- ①学校長は、児童・生徒の喫食開始時刻30分前までに検食を行い、異物の混入・異臭の有無等を確認し、検食簿に記録すること。
- ②異常を確認した場合は、速やかに学校給食調理場に連絡するとともに、必要に応じ異常があった給食の一部又は全部の提供を中止する。

(3) 教室（配膳時）の管理

- ①給食当番等配食を行う児童・生徒及び教職員については、毎日、下痢・発熱・腹痛等の有無その他の健康状態及び衛生的な服装であることを確認する。また、配膳前、用便後の手洗い等を励行させ、清潔な手指で食器及び食品を扱うようにする。
- ②学級担任等は、消しゴムのかす、画鋸、ホッチキスの針、セロテープ片、プラスチック片などの散乱や、虫が侵入しないように室内環境の整備に努める。
- ③配膳中や喫食中に異物の発見等の異常を感じた児童・生徒は、速やかに学級担任等に報告するよう指導するとともに、報告を受けた学級担任等は、校長等に報告を行う。報告を受けた校長等は、異常があると判断した時は、速やかに学校給食調理場へ連絡する。給食調理場は町教育委員会へ連絡し、対応を協議する。

④食器は丁寧に取り扱い、破損や傷、汚れを発見した場合は使用しないこと。

4. その他

(1) 給食施設の維持管理

①学校給食調理場は、給食施設及び調理機器の定期点検や修繕を実施して維持管理に努める。

②町教育委員会は、受配校の配膳室の施設・設備に不具合が生じた時は速やかに修繕等を実施し、安全管理に努める。

(2) 業者指導

①学校給食調理場長は、納入業者へ、「浪江町学校給食用物資納入仕様書」に基づき、物資を納入するよう指導する。

②学校給食調理場は、給食用物資納入業者及び給食調理・配送業務委託業者に対し、異物混入の防止について指導を行う。

③学校給食調理場は、納入業者が納入した食材が原因となる異物混入が発生した場合、書面による説明を求める。書面での説明が不十分な場合は立入検査を実施し、作業工程及び衛生管理状況の確認をする。また、製造元が原因となる場合は、納入業者を通じて製造工程の確認を行い、指導・改善を依頼する。

第5 調理工程における異物対応

1. 危険異物（分類Ⅰ分類Ⅱ）が混入した場合

	野菜・果物	肉・加工品	調味料
検収時	交換または取り除いて使用 「取り除けない」など安全確認ができない場合は使用中止		
調理前	未処理：交換または取り除いて使用 処理後：交換または使用中止	交換または取り除いて使用 「取り除けない」など安全が確認できない場合は使用中止	新しく開封したものを使用、または使用中止
調理中	当該釜・機器の献立は提供中止または変更 ただし原因が特定でき安全が確認できた場合は、他の釜等の献立を調整して提供		
配缶中	原則提供中止 ただし原因が特定でき安全が確認できた場合は、他の釜等の献立を調整して提供		

2. 非危険異物（分類Ⅲ）、原料由来物（分類Ⅳ）が混入した場合

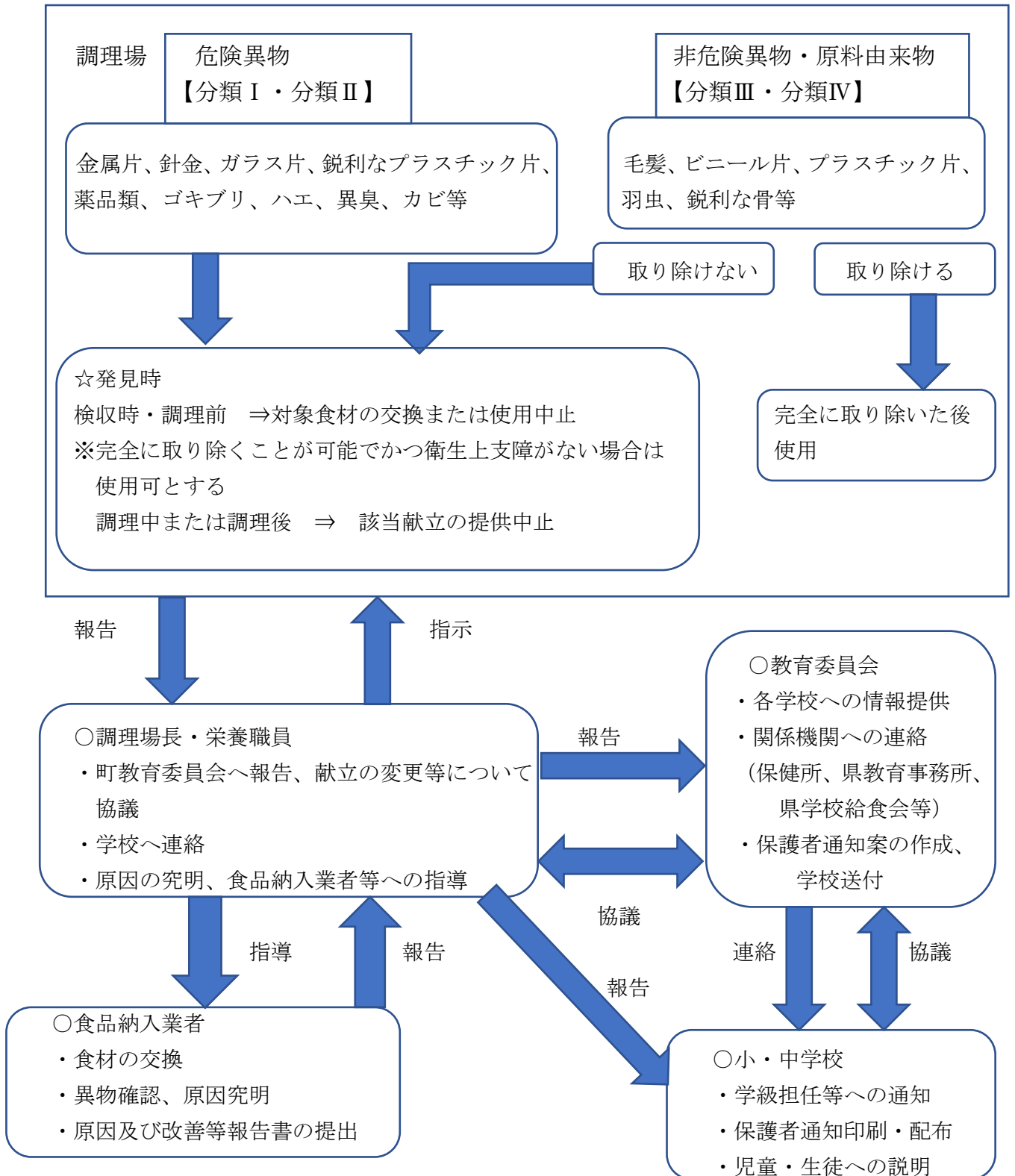
	野菜・果物	肉・加工品	調味料
検収時	取り除いてよく確認して使用		
調理前	取り除いて使用 （再度、水洗い等をしてから使用） ただし、多数混入し、取り除けない場合は交換または中止	取り除いて使用 ただし、多数混入し、取り除けない場合は交換または中止	
調理中	取り除いてよく確認して使用。ただし、多数混入し、取り除けない場合はその献立は中止または変更		
配缶中	取り除いてよく確認して提供。ただし、多数混入し、取り除けない場合はその献立は中止		

※非危険異物が「取り除けない」または「他にも混入の可能性が疑われる場合」は、危険異物が混入した場合の対応に準ずる。

- ※「取り除けない」とは「他にも混入の可能性が疑われる場合」を含む。
- ※配缶中・配缶後に非危険異物が発見された場合は、原則として「取り除いて提供」または「他のものと交換」とするが、混入の内容や状況によっては危険異物と同等に扱う。
- ※「異物自体は発見していないが、調理工程中に機器類の部品の脱落や剥離等が発見した場合」は調理を即時停止し、異物の確認・保管を行い、調理機器の使用を停止する。発見後は、提供中止または変更。

第6 異物が発見された場合の対応

1. 調理場で異物混入が発見された場合



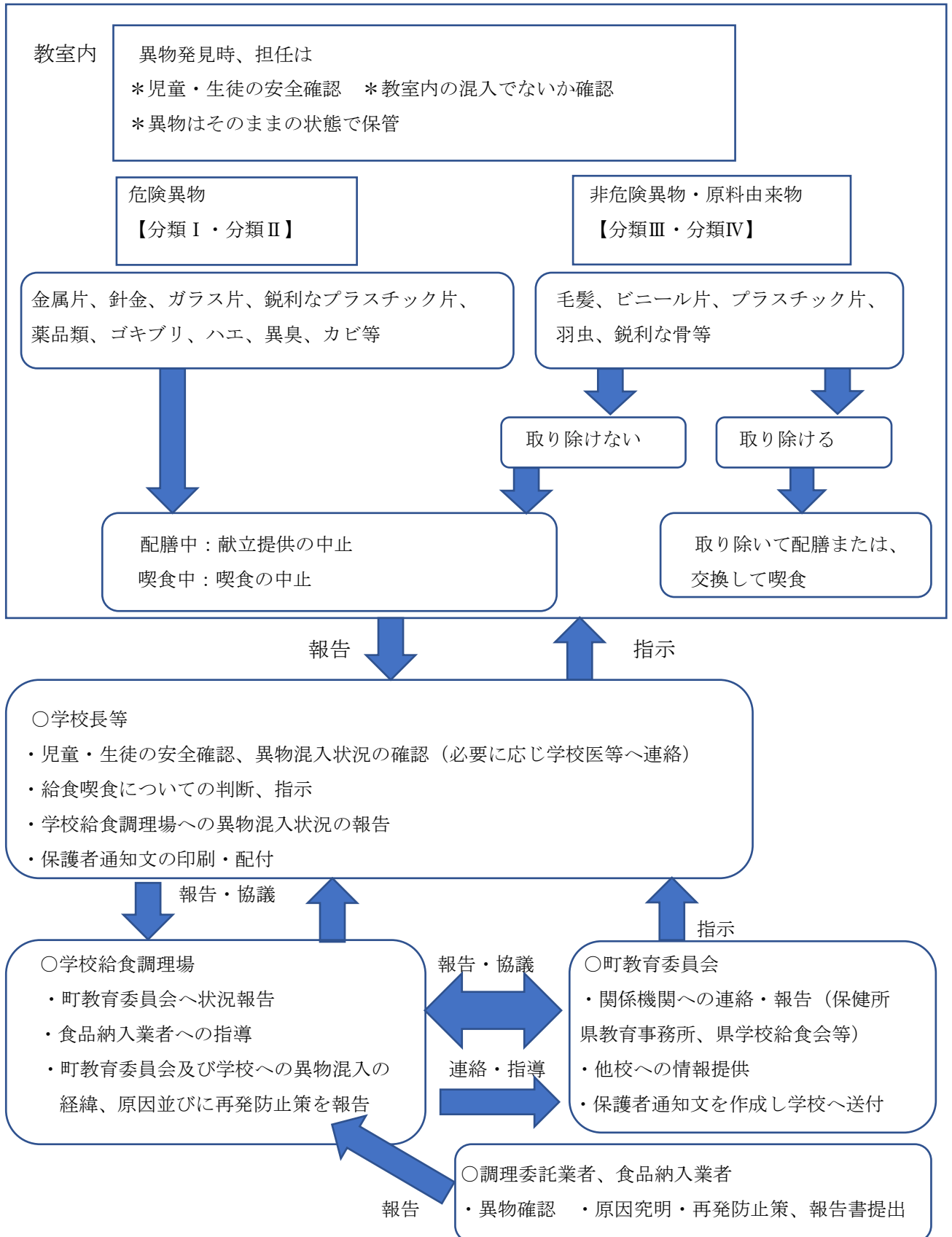
※調理場内で発見した場合は、いつ・どこで混入したかを確認するとともに、異物はそのままの状態
 で保管する。

《調理場で異物混入が発見された場合の対応一覧》

	担当者	対応内容（何をする）
異物の発見	栄養職員 検収担当者 調理員	①調理従事者は異物の種類・数量・形状・混入状況等を確認し、調理場長へ報告する。 ②納入業者に食材が交換可能か確認する。対応可能な場合は交換、対応ができない場合はその旨、調理場長へ報告する。
給食の対応	調理場長 栄養職員 町教育委員会	①調理場長は異物の種類・数量・形状・混入状況等を確認し、栄養職員等と検討した上で使用の可否を判断する。 ②食品納入業者へ連絡し、食材交換が可能か確認する。食材交換があった場合には必要に応じて学校へ連絡するなど、食物アレルギーのある児童・生徒への注意喚起を怠らないこと。 ③異物の分類や調理工程、その他の使用可能食材の状況を考慮し、献立の中止・変更が見込まれる場合は町教育委員会と協議し決定する。 ④翌日以降の給食対応についても併せて協議し決定する。
連絡体制	学校給食調理場	混入の状況により、その内容を説明した保護者宛文書を町教育委員会と協議する。
	小・中学校	①学校長は、献立の中止・変更の連絡があった場合は、学級担任・給食担当者へ連絡する。 ②学級担任等は、献立が中止・変更となったことを児童・生徒に説明する。変更の際はアレルギーのある児童・生徒への注意喚起を怠らないこと。 ③町教育委員会から送付された異物混入の事実等について説明した保護者宛文書を印刷し、児童・生徒を通じて配付する。
	町教育委員会	①献立の中止・変更が決定したら、受配校へ至急連絡をする。変更の際は、アレルギーのある児童・生徒への注意喚起を怠らないよう確認をする。 ②調理場と協議して作成した保護者宛文書を受配校へ配付する。 ③必要に応じ受配校以外の学校へ情報提供を行う。 ④混入状況により、管轄する保健所及び県教育事務所等関係機関へ連絡をする。

	担当者	対応内容（何をする）
原因 究 明	学校給食調理場 町教育委員会 （調理委託業者、食品納入業者）	<p>①混入異物の回収・保管を行う。</p> <p>②調理工程を確認し、混入原因を調査する。</p> <p>【混入原因が給食調理業務にある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理委託業者に、原因究明・再発防止策を文書等で学校給食調理場、町教育委員会へ提出させるとともに、再度従事者教育の徹底を図るよう指導する。 <p>【混入原因が食品納入業者にある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入業者へ連絡し、原因究明・再発防止策を文書等で学校給食調理場、町教育委員会へ提出させるとともに、再度納入食材の管理徹底を図るよう指導する。 ・必要に応じて、食品納入業者が属する団体（公益財団法人福島県学校給食会等）に連絡し、衛生指導等を依頼する。 <p>【混入原因が不明の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理委託業者に、再発防止を含め機器設備の点検・作業工程の見直しを行うとともに調理従事者の意識向上に努めるよう指導する。 ・混入異物の状況に応じ、食品等納入業者に対し注意喚起を行う。 <p>③調理委託業者、食品納入業者は、調査結果・再発防止策を、学校給食調理場と町教育委員会等へ報告する。</p>

2. 教室（配膳・喫食時）で異物混入が発見された場合



《教室で異物混入が発見された場合の対応》

	担当者	対応内容（何をする）
配膳中・喫食中の対応	学級担任等	①学級担任等は、混入のあった献立の配膳又は喫食を一時中断し、児童・生徒の安全確認を行う。その際、児童・生徒の不安を助長させないよう配慮する。 ②学級担任等は、異物の種類や数量・形状、混入状況及び喫食状況の確認後、当該異物を保管し校長等へ報告する。その際、教室内での混入の可能性も確認する。
	学校長等	①学校長等は、異物の種類や混入状況から、中止又は継続を判断する。 ・危険異物・取り除けない非危険異物の場合、献立の喫食中止 ・取り除ける非危険異物・原料由来物の場合、交換して喫食または取り除いて喫食 ②学校長等は、全学級の学級担任等に次の事項を指示する。 ・混入のあった当該献立の提供又は喫食の中止 ・児童・生徒の安全確認及び喫食状況の調査 ③学校長等は、学校給食調理場へ異物の混入状況、児童・生徒の喫食状況を報告する。併せて、発見された異物は、学校給食調理場へ提出する。 ④学校長等は、異物の混入により通常の給食時間内に食することが出来ない場合は、無理のない範囲で児童・生徒の給食時間を確保する。
児童・生徒・保護者への対応	学校給食調理場	①喫食の中止等、必要に応じその内容を説明した保護者宛文書を町教育委員会と協議する。 ②異物が混入した給食を喫食した児童・生徒及びその保護者に対し、学校長等と相談のうえ謝罪し、対象児童・生徒の体調を注視する。
	町教育委員会	調理場と協議して作成した保護者宛文書を受配校へ送付する。
	学校長等	①学校長等は、児童・生徒に健康被害が疑われる場合は、必要に応じ、学校医に連絡し治療要否の判断を受け対応する。 ②学校長等は、町教育委員会から送付された異物混入の事実について説明した保護者宛文書を印刷し、児童・生徒に配付する。
連絡対応	学校給食調理場	学校給食調理場は、学校長等から受けた異物混入状況を、町教育委員会へ報告する。
	町教育委員会	混入の状況に応じ、保健所、県教育事務所等関係機関へ連絡するとともに、必要に応じて他の学校・双葉警察署・学校医等へ連絡する。

	担当者	対応内容（何をする）
原因 究 明	学校給食調理場 町教育委員会 (調理委託業者、食品納入業者、小・中学校)	<p>①混入異物の回収・保管を行う。</p> <p>②調理工程を確認し、混入原因を調査する。</p> <p>【混入原因が給食調理業務にある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理委託業者に、原因究明・再発防止策を文書等で学校給食調理場と町教育委員会へ提出させるとともに、再度従事者教育の徹底を図るよう指導する。 <p>【混入原因が食品納入業者にある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品納入業者へ連絡し、原因究明・再発防止策を文書等で学校給食調理場と町教育委員会へ提出させるとともに、再度納入食材の管理徹底を図るよう指導する。 ・必要に応じて、食品納入業者が属する団体（公益財団法人福島県学校給食会等）に連絡し、衛生指導等を依頼する。 <p>【混入原因が学校にある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町教育委員会と連携を図り、再発防止に努める。 <p>【混入原因が不明の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理委託業者に、再発防止を含め機器設備の点検・作業工程の見直しを行うとともに調理従事者の意識向上に努めるよう指導する。 ・混入異物の状況に応じ、食品納入業者に対し注意喚起を行う。 <p>③調理委託業者、食品納入業者、小・中学校は、調査結果・再発防止策を、学校給食調理場と町教育委員会等へ報告する。</p>

第7 児童・生徒及び保護者への対応

給食中止又は献立の一部を中止した場合は、学校給食調理場から町教育委員会・該当学校長等に報告を行い、学校長等は早急に児童・生徒へ説明を行う。あわせて、町教育委員会は、異物混入の事実について保護者に連絡する文書を作成し、学校から配付する。

また、異物混入があった給食を喫食した児童・生徒やその保護者に対して、学校給食調理場は、学校長等と相談のうえ、異物混入の事実について、迅速かつ誠意を持って状況の説明を行うとともに、継続して児童・生徒の体調を注視する。

第8 代替食について

1. 異物混入発生日における対応

異物混入により給食の喫食が中止になった場合、または、異物混入が一部の料理のみで提供可能な料理がある場合は、直接学校に搬入される牛乳等とあわせて可能な範囲で提供する。

2. 異物混入発生翌日以降における対応

給食中止となった場合で翌日以降も給食再開ができない場合は、緊急避難的な措置として保護者に昼食の確保を依頼し、早急な再開に向けた対策を講じる。

第9 報道機関への対応について

報道発表の判断は、町教育委員会と学校給食調理場で協議のうえ決定する。

報道機関へ発信する情報内容は、県教育事務所、保健所（必要に応じて双葉警察署・学校医を含む。）及び町内全小中学校に提供する。

また、混入原因が食材等を提供する食品納入業者及び製造業者にあると考えられる場合は、食品納入業者にも提供する。

第10 人為的な異物混入について

悪意をもって故意に異物を混入させることの無いよう、調理業務や配送業務を委託する業者に対し安全衛生や倫理研修を計画的に実施するよう指導する。

第11 報告

1. 報告要領

○危険異物（分類Ⅰ、分類Ⅱ）の場合

学校給食調理場で発見した場合、学校給食調理場長は直ちに町教育委員会へ電話で報告する。なお、学校で発見した場合、学校長等は直ちに学校給食調理場へ電話で報告し、学校給食調理場長は町教育委員会へ電話で報告を行う。

○非危険異物（分類Ⅲ）・原料由来物（分類Ⅳ）

（1）取り除けない場合

非危険異物や原料由来物の混入で、取り除くことが出来ない場合は、危険異物と同等の取扱いとする。

（2）取り除ける場合

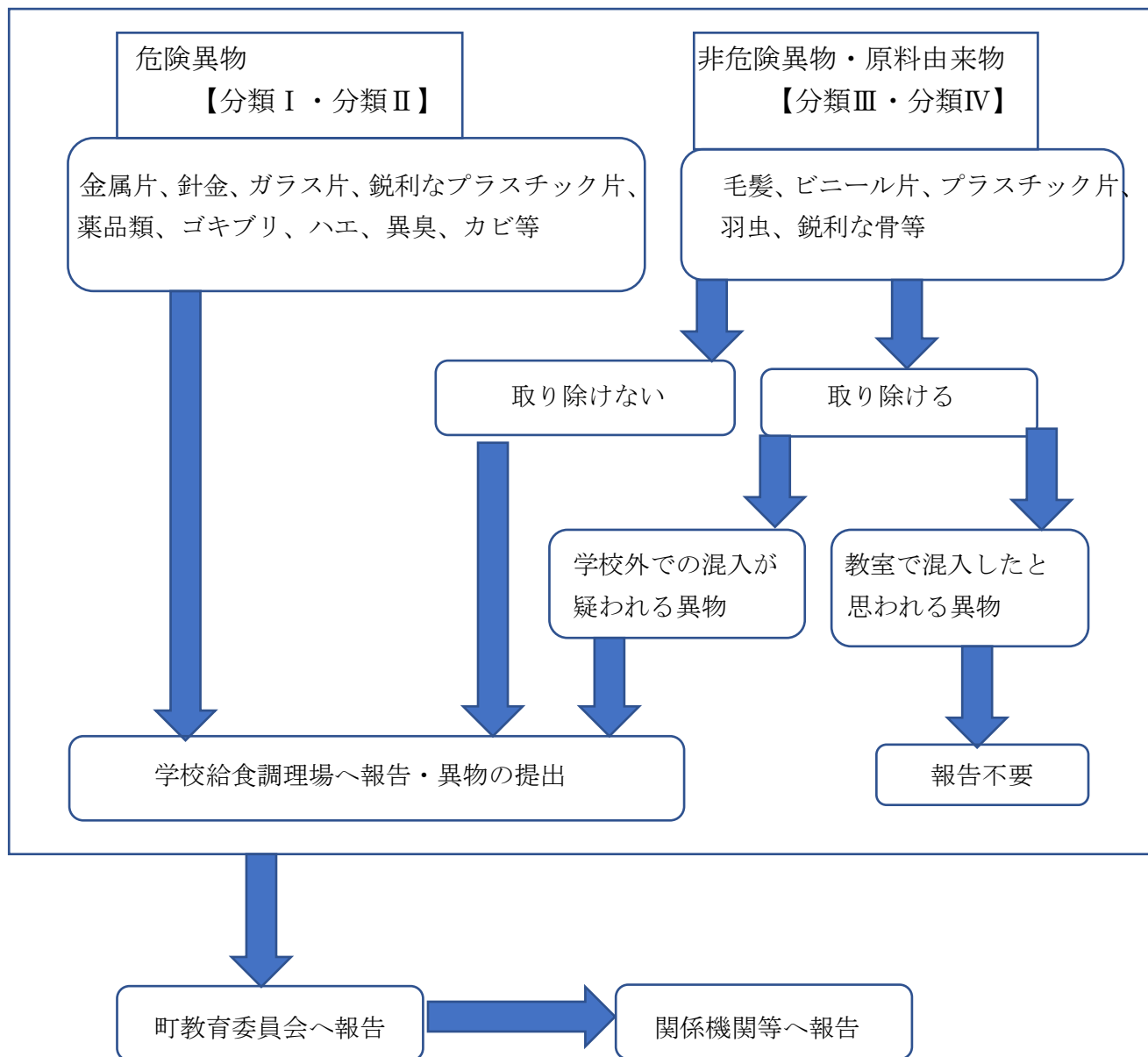
非危険異物や原料由来物の混入で取り除けるものであっても、軽微なものや教室での混入の可能性が高いもの以外は学校給食調理場へ報告する。

2. 混入異物の確認及び報告書の提出

学校は学校給食調理場へ報告後、混入していた異物を学校給食調理場に提出する。学校給食調理場は異物を確認し、混入原因の究明・改善策等の検討を行う。

学校給食調理場は、給食の喫食等に支障を及ぼす危険異物または非危険異物で取り除くことが出来ない混入事案についてその都度報告書を作成し、町教育委員会及び当該事案が発生した学校へ報告する。

○異物混入発見時の報告



- ※ 学校内での混入の原因が今後の給食提供に影響を及ぼすと判断される場合、学校は町教育委員会及び学校給食調理場へ、その内容を報告する。町教育委員会は関係機関等へ報告する。
- ※ 危険異物、非危険異物の取り除けない混入が発見された場合は速やかに町教育委員会へ報告する。町教育委員会は関係機関等へ報告する。
- ※ 食材の性質状、混入が不自然でなく、下処理時に取り除くことが出来る場合や、非危険異物で取り除くことが出来た場合は報告不要。
- ★報告不要の例・・・野菜の幼虫や羽虫、乾物や海産物の貝殻等

【緊急連絡先一覧】

- ・なみえ創成小・中学校 （浪江町大字幾世橋字来福寺西 73）
TEL：(0240) 23-5335/23-5336 FAX：(0240) 23-5340
- ・なみえ創成小・中学校共同調理場 （浪江町大字幾世橋字来福寺西 73）
TEL：(0240) 23-5336 FAX：(0240) 23-5340
- ・浪江町教育委員会事務局 教育総務課学校教育係 （浪江町大字幾世橋字六反田 7-2）
TEL：(0240) 34-5710 FAX：(0240) 34-3659
- ・福島県相双保健福祉事務所（相双保健所） （南相馬市原町区錦町 1 丁目 30 番地）
TEL：(0244) 26-1358 FAX：(0244) 26-1332
- ・相双教育事務所 学校教育課 （南相馬市原町区錦町 1 丁目 30 番地）
管理主事 TEL：(0244) 26-1316 FAX：(0244) 26-1318
指導主事 TEL：(0244) 26-1314 FAX：(0244) 26-1318
- ・公益財団法人 福島県学校給食会 （福島市松川町字平館 16 番地の 2）
TEL：(024) 567-4711 FAX：(024) 567-4451
- ・双葉警察署浪江分庁舎 （浪江町大字権現堂字上蔵役目 18-1）
TEL：(0240) 34-2141
- ・学校医（浪江町国民健康保険浪江診療所） （浪江町大字幾世橋字六反田 7-2）
TEL：(0240) 23-6173 FAX：(0240) 34-2188